

諮問番号：令和元年諮問第2号

答申番号：令和元年答申第3号

答申書

第1 京都府行政不服審査会（以下「審査会」という。）の結論

本件諮問に係る審査請求（以下「本件審査請求」という。）は、棄却されるべきであるとする審査庁の判断は、妥当である。

第2 事案の概要

本件は、○福祉事務所長（以下「処分庁」という。）が審査請求人に対して行った生活保護法（昭和25年法律第144号。以下「法」という。）第63条の規定による費用返還決定処分（以下「本件処分」という。）に関して、バス乗車中の事故に係る慰謝料（以下「本件慰謝料」という。）が収入として認定されたことにより、保護費を返還請求されることは不服である等と審査請求人が主張して、本件処分の取消しを求める事案である。

第3 審査請求に至る経過等

審査請求に至る経過等については、次のとおりである。

- 1 審査請求人は、処分庁に対し、法に基づく保護を申請し、処分庁は、平成24年6月1日付けで審査請求人世帯の保護を開始した。
- 2 平成28年12月12日、審査請求人は、本件慰謝料として○円の支払を受けた。
- 3 平成29年1月5日、審査請求人は、処分庁に対し、自立更生のための用途に供される費用（以下「自立更生費」という。）として、物品の購入等に要する費用を本件慰謝料に係る収入認定額から控除することを希望する旨の申立てを行った。
- 4 平成29年1月12日、処分庁は、ケース診断会議を開催し、本件慰謝料について、審査請求人が自立更生費としての控除を希望する費用のうち、冷蔵庫、洗濯機、○及び○（以下「冷蔵庫等」という。）の購入等に要する費用の一部（以下「控除認定費用」という。）については、自立更生費として控除することを認めるとした上で、本件処分を行う方針を決定した。
- 5 処分庁は、平成29年4月25日付けで、本件処分を行い、同日付けで審査請求人に通知した。
- 6 審査請求人は、平成29年7月26日、審査庁に対し、本件処分の取消しを求める審査請求を行った。

第4 審査関係人の主張の要旨

- 1 審査請求人の主張

審査請求人は、慰謝料はお詫びとして支払われるものであって収入認定するのは理不尽である、冷蔵庫等以外の物品の購入等に要した費用及び高額な水道料金についても自立更生費として収入認定額から控除すべきである等と主張して、本件処分の取消しを求めている。

2 処分庁の主張

処分庁は、慰謝料については、「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和36年4月1日付け厚生省発社第123号厚生事務次官通知。以下「次官通知」という。）第8の3の(2)のエの(イ)に基づき、月額8,000円を超える額を収入として認定することとなること、自立更生費については、「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和38年4月1日付け社発第246号厚生省社会局長通知。以下「局長通知」という。）第8の2の(4)で規定され、その認定基準については、「生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて」（昭和38年4月1日社保第34号厚生省社会局保護課長通知。以下「課長通知」という。）第8の問40の答で示されていることから、審査請求人から申立てのあった物品の購入等に要する費用について、自立更生のためのやむを得ない用途に充てられるかどうかの検討を行った上で、控除認定費用の控除を認めていること、水道料金は自立更生費として認められない旨を審査請求人に対して説明していることから、本件処分は適法かつ適正なものであるとして、本件審査請求を棄却するとの裁決を求めている。

第5 法令の規定等について

- 1 法第4条第1項は、「保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる。」と規定し、法第8条第1項は、「保護は、厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとする。」と規定している。
- 2 法第63条は、「被保護者が、急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けたときは、保護に要する費用を支弁した都道府県又は市町村に対して、すみやかに、その受けた保護金品に相当する金額の範囲内において保護の実施機関の定める額を返還しなければならない。」と規定している。
- 3 法第63条を適用する場合であって、保護受給中に資力が発生したときの返還請求の対象額に関して、「生活保護問答集について」（平成21年3月31日付け厚生労働省社会・援護局保護課長事務連絡。以下「問答集」という。）の問13の23の答(2)は、「保護開始後に発生した資力については、それが速やかに現金化できる状況にあれば、本来収入認定を行うべきものである。したがって、事後に資力が換金され、その結果法第63条を適用する場合には保護の実施要領に定める収入認定の各規定に従って必要な控除等を適用すべきものである。」としている。
- 4 上記の収入認定の規定として、次官通知第8の3の(2)のエの(イ)において、保険金その他の臨時的収入の額が世帯合算額8,000円を超える場合、その超える額を収入として認定する旨が規定され、同(3)のオにおいて、収入として認定しないものとして、「災害等によって損害を受けたことにより臨時的に受ける補償金、保険金又は見舞金

のうち当該被保護世帯の自立更生のためにあてられる額」が掲げられている。

- 5 これを受けて、局長通知第8の2の(4)は、災害等による補償金等のうち、当該被保護世帯の自立更生に充てられることにより収入として認定しない額は、直ちに生業、医療、家屋補修等自立更生のための用途に供されるものに限ることとしている。

さらに、「生活保護費の費用返還及び費用徴収決定の取扱いについて」（平成24年7月23日付け社援保発0723第1号厚生労働省社会・援護局保護課長通知。以下「取扱通知」という。）の1の(1)は、法第63条の規定による費用返還については、原則、全額を返還対象とする一方、同③において、一定の基準に基づいて保護の実施機関が認められた額を控除の対象とすることとしており、その基準の一つとして、課長通知第8の間40の答の(2)のクにおいて、控除は、「当該経費が、当該世帯において利用の必要性が高い生活用品であって、保有を容認されるものの購入にあてられる場合は、直ちに購入にあてられる場合に限り、必要と認められる最小限度の額」に限って認めることとされている。

また、取扱通知1の(1)の④は、当該世帯の自立更生のためのやむを得ない用途に充てられたものであって、地域住民との均衡を考慮し、社会通念上容認される程度として保護の実施機関が認められた額を控除の対象とすることとしている。

第6 審理員意見書及び諮問の要旨

1 審理員意見書の要旨

(1) 結論

本件審査請求には、理由がないから、棄却されるべきである。

(2) 理由

ア 本件において、審査請求人は、保護受給中の平成28年6月24日のバス乗車中の事故により、同年12月12日に保険会社から本件慰謝料〇円を受領している。

審査請求人は、本件慰謝料を収入認定するのは理不尽である旨主張するが、慰謝料は、次官通知第8の3の(2)のエの(イ)の「保険金その他の臨時的収入」に当たり、当該慰謝料の額が8,000円を超える場合は、同通知第8の3の(3)のオに規定する審査請求人世帯の自立更生のために充てられる額を除き、収入として認定することとなることから、審査請求人の主張には理由がない。

イ 取扱通知の1によれば、法第63条の規定による費用返還は全額返還が原則であり、当該世帯の自立更生のためのやむを得ない用途に充てられたものであって、地域住民との均衡を考慮し、社会通念上容認される額を限度として保護の実施機関が認められた額については、返還額から控除することができることとされている。

この自立更生費の認定について、審査請求人は、控除認定費用だけでなく、食洗機の工事代、水道料金等についても認めるべきである旨主張するが、生活用品や水道光熱費は、本来経常的な生活費の範囲内での計画的なやり繰りによって賄うべきものである。

本件において、処分庁は、審査請求人からの自立更生費の控除の申立てについて、取扱通知の1の④を踏まえて検討を行った上で、審査請求人の身体等の状況等から利用の必要性が高く、当該世帯の自立更生のためのやむを得ない用途に充て

られたものであって、地域住民との均衡を考慮し、社会通念上容認されるものに該当するものとして控除認定費用〇円を返還額から控除しており、その判断に不合理な点は認められない。

ウ その上で、次官通知第8の3の(2)のエの(イ)により、慰謝料〇円から、8,000円を控除した〇円を収入として認定し、当該認定額から請求人世帯の控除認定費用〇円を控除した〇円を、法第63条の規定による費用返還請求額と決定した本件処分は、法令等に従って適正になされたものといえ、違法又は不当な点は認められない。

2 審査庁による諮問の要旨

(1) 諮問の要旨

審査庁は、審理員意見書の結論と同様に、本件審査請求には、理由がないから、棄却されるべきであると考えてるので、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第43条第1項の規定により、審査会に諮問する。

(2) (1)の判断をしようとする理由

1の(2)に同じ。

第7 調査審議の経過

1 本件審査請求を取り扱う審査会の部会

第1部会

2 調査審議の経過

調査審議の経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 内 容
令和元年5月30日	審査庁が審査会に諮問
〃 6月18日	第1回調査審議（第1部会）
〃 7月10日	審査請求人から審査会に主張書面等の提出
〃 7月18日	第2回調査審議（第1部会）
〃 8月22日	第3回調査審議（第1部会）
〃 8月23日	答申

第8 審査会の判断の理由

1 審査請求人は、本件慰謝料を収入認定して返還請求されることが不服である旨の主張をしているが、本件慰謝料は、次官通知第8の3の(2)のエの(イ)の「保険金その他の臨時的収入」に当たり、その額が8,000円を超える場合は、自立更生費等を除き、収入として認定することとなるところ、問答集の間13の23の答(2)は、「保護開始後に発生した資力について、それが速やかに現金化できる状況にあれば、本来収入認定を行うべきものである。」としている。

2 この点、審査請求人が保護開始後に支払を受けた本件慰謝料のうち8,000円を超え

る部分を収入として認定し、法第63条の規定により、審査請求人に対して費用返還を請求した処分庁の判断に不合理な点は認められない。

3 次に、審査請求人は、冷蔵庫等以外の物品の購入等に要した費用及び高額な水道料金についても自立更生費として収入認定額から控除すべきである旨の主張しているが、取扱通知の1の(1)は、法第63条の規定による費用返還は、原則、全額を返還対象とする一方、同③において、一定の基準に基づいて保護の実施機関が認めた額を控除の対象とすることとしており、その基準の一つとして、課長通知第8の問40の答の(2)のクにおいて、「当該経費が、当該世帯において利用の必要性が高い生活用品であって、保有を容認されるものの購入にあてられる場合は、直ちに購入にあてられる場合に限り、必要と認められる最小限度の額」であることが掲げられている。

4 この点、生活用品や水道光熱費は、本来経常的な生活費の範囲内での計画的なやり繰りによって賄うべきものであるが、処分庁は、審査請求人からの申立てを受けて検討を行い、審査請求人の身体の状態等を踏まえ、冷蔵庫等を利用の必要性が高い生活用品として認め、控除認定費用相当額の〇円を返還額から控除しているところ、その判断に不合理な点は認められない。

5 結論

以上の理由から、第1の審査会の結論のとおり判断するものである。

京都府行政不服審査会第1部会

委員(部会長)	北村	和生
委員	岩崎	文子
委員	岡川	芙巳